

障害者就労に係る最近の動向について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

I . 今後の障害者就労支援施策について

障害者雇用・福祉連携強化PTについて

構成

主査：厚生労働審議官 **副主査**：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

開催状況 ※1

第1回	令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
第4回	令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング② ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏 (海外事例について))
第5回	令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 真氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏) (通勤支援や職場等における支援等の在り方について))
第7回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上))
第8回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会(会長 阿部一彦氏)(同上))
第9回	令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏) (同上))
第10回	令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について ※2 (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他

※1 PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

※2 教育分野との連携については、PTのもと、両省担当者間で引き続き検討を進める予定

主な検討の視点

○ 雇用率制度の在り方について

- ・ 法定雇用率の段階的な引上げに関する検討（引上げ幅・時期）
- ・ 対象障害者の範囲について（就労能力の判定の仕組み等／手帳所持者以外の支援の在り方／週10時間未満労働者の取扱い）
- ・ 雇用率制度における就労継続支援A型事業所の利用者の評価
- ・ 精神障害者である短時間労働者に関するカウントの特例について

- ・ 中高年齢層等、長期継続雇用の評価について
- ・ 除外率制度について

○ 納付金制度の在り方について

- ・ 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者納付金制度の適用範囲の拡大
- ・ 大企業及び就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の在り方
- ・ 障害者雇用納付金財政の調整機能について

○ その他

- ・ 差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況の把握について
- ・ 短時間勤務制度の措置の検討

- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保について
- ・ 通勤支援、職場における支援の検討
- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿、地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 教育との連携、雇用・年金・福祉等の諸制度間の連携
- ・ 公務部門における障害者雇用の促進
- ・ 中小企業における障害者雇用の促進

<備考>

- ・ J E E D 調査
（令和元年度とりまとめ）
- ・ 雇用福祉連携 P T
- ・ J E E D 調査
（令和3年度とりまとめ）

- ・ J E E D 調査
（令和2年秋中間とりまとめ）

- ・ 雇用福祉連携 P T

- ・ J E E D 調査
（令和2年秋中間とりまとめ）
- ・ 雇用福祉連携 P T
- ・ 雇用福祉連携 P T
- ・ 雇用福祉連携 P T

- ・ 雇用福祉連携 P T

Ⅱ. 通勤や職場等における支援の在り方について

【新規】雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（仮称）

※令和2年度予算案 地域生活支援事業（任意事業）

1 事業目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業内容等

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 本事業の開始に当たっては、雇用施策との連携について十分な準備期間等を設けることを検討。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案することを想定。

3 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

4 補助率

国 50/100以内、都道府県 25/100以内

今後の予定（見込み）

～2月	市町村宛・特別事業実施意向確認（2月25日回答〆切り）
4～5月	自治体向けの本取組（特別事業&障害者雇用納付金助成金（拡充後））に係る説明会等を適宜実施
6～9月	特別事業実施自治体において個別に取組スキームの調整等
10月以降	取組開始（予定）

事務連絡
令和2年2月14日

各都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する
意向確認について

平素より、障害保健福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年度予算案において、地域生活支援事業における市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を新たに盛り込んでいるところです。概要については、現時点の案となりますが、別紙1を確認ください。

つきましては、令和2年度予算が成立した場合における当該事業に関する意向について、別紙2により、管内市区町村に確認の上、回答いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の詳細について、今後開催予定の全国障害保健福祉関係主管課長会議等において説明予定であることを申し添えます。

その他、ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答内容

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する意向
別紙2において、市区町村毎に回答ください。

問 下記区分で該当する欄に「○」を記載ください。

- ① 当該事業を実施予定
- ② 当該事業の実施に向けて検討予定
- ③ 当該事業の実施の可否について検討予定
- ④ 当該事業の実施について検討予定はない

2 回答期限

令和2年2月25日(火)

(案)

(別記1-11)

市町村任意事業実施要領

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。

3 就業・就労支援に関する事業

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

ア 目的

重度障害者等(ウ(イ)に掲げる者をいう。以下同じ。)に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。

イ 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)

ウ 事業内容

(ア) 支援内容

企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、市町村等が必要と認めたときに重度障害者等の通勤や職場等における支援を行う。

(イ) 対象者

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、原則当該市町村等に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

a 民間企業(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。)に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のも

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

※ 就労継続支援A型事業所の利用者を除く。

b 自営業者等(イ)aの対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。)であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市町村等が認められたもの

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とすることを基本とする。

(ウ) 支援対象範囲

(イ) aの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、今後改正され令和2年10月1日から施行予定である、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(イ) bの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援の部分（時間）とする。

(エ) 支援を提供する者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者（以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。）であって、支援を提供するに相応しい者として市町村等が認めたものとする。

(オ) 支援方法

当該民間企業及び関係者が作成する支援計画書を伴った本事業の利用申請に基づき、市町村等において、(ウ)の支援対象について、当該対象者が重度訪問介護等サービス事業者から重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを基本としつつ、障害者雇用納付金に基づく助成金の活用状況、障害者本人の状況、民間企業の企業規模等を勘案した上で、支援の必要性や方法を判断することとする。

(カ) 費用単位等

重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを支援する場合、その費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を基本とする。

また、障害者本人の負担については、市町村等の判断によるものとする。

工 留意事項

ウ(イ) aに掲げる者に対する支援に当たっては、民間企業及び関係者（市町村等、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構その他地域の関係者）が、適宜連携をして事業を実施することとする。

また、上記のほか、支援計画書の作成方法その他本事業の実施に当たって必要な事項については、別途通知する。

1. 障害者介助等助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 (上限)
拡充	重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（仮称） ○対象障害者（ <u>重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。</u> ）の業務遂行のために必要な職場介助者（ <u>重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。</u> ）の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>重度訪問介護サービスの利用者</u> ・<u>同行援護の利用者</u> ・<u>行動援護の利用者</u> ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 (中小事業主は9/10)	・対象障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで）	開始から年度末まで

※ 現行の助成金メニュー（職場介助者の配置・委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障害者窓口担当者の配置）は現状維持。

2. 重度障害者等通勤対策助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 (上限)
拡充	重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（仮称） ○対象障害者（ <u>重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。</u> ）の通勤を容易にするために援助する通勤援助者（ <u>重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。</u> ）の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>重度訪問介護サービスの利用者</u> ・<u>同行援護の利用者</u> ・<u>行動援護の利用者</u> ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 (中小事業主は9/10)	・対象障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで）	3月間 (～年度末)

※ 現行の助成金メニュー（住宅・駐車場の賃借、指導員の配置、住宅手当の支払、通勤用バスの購入、通勤用バス運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入）は現状維持。

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

平成30年度支給実績:7.3億円(5,079件)

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置

<平成30年度支給実績:0.5億円(87件)>

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成(上限額:障害者1人につき450万円(作業施設の場合)等)

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成(上限額:障害者1人につき225万円)

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成(上限額:5千万円)

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置

<平成30年度支給実績:5.7億円(4,291件)>

○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の措置を行う事業主に対して、原則、費用の3/4を助成

- ・ 職場介助者の委嘱(上限額:原則1回1万円及び年150万円、支給期間:原則10年間)
- ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱(上限額:1回6千円及び年28万8千円、支給期間:10年間) 等

通勤の配慮を行った場合の助成措置

<平成30年度支給実績:1.1億円(701件)>

○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成

- ・ 通勤援助者の委嘱(上限額:1回2千円及び交通費計3万円、支給期間:1月間)
- ・ 駐車場の賃借(上限額:障害者1人につき月5万円、支給期間:10年間) 等

現状

- 障害者の就労支援については、従前より、福祉施策と労働施策との連携を進めながら対応してきたものの、特に通勤や職場等における支援については、現時点において十分な対応が出来ていない※1との指摘が多い状況※2,3。
 - ※1 障害福祉サービス（訪問系サービス）は、通勤、営業活動等の経済活動に対する支援は対象外。また、障害者雇用促進法に基づく納付金関係業務として、雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業主に対して助成金を支給しているが、支給期間を設定。なお、障害者雇用促進法において、事業主は、過重な負担にならない範囲で、その能力の有効な発揮に支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずることとされているところ。
 - ※2 先の通常国会での障害者雇用促進法改正案に対する衆議院・参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始する」旨が盛り込まれたところ。
 - ※3 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定（「木村英子議員及び船後靖彦議員の重度訪問介護サービスに係る御要請について」）において、「（通勤や職場等における支援の在り方等について）政府において早期に検討を進め、結論を得るように求める。」とされたところ。
- また、近年、ICTの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、障害者がより働きやすい社会を目指すためには、働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重大な課題。
- このため、現在、省内に設置した「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても総合的に対応策を検討中。

主な論点

- 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。
- 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

○ 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。

- 今後も障害者が「働くこと」を一層強力に支援していく必要があり、そのためにも引き続き雇用と福祉の一体的展開を推進し、切れ目のない就労支援を確立していくことが重要である。
- 通勤や職場等における支援についても、雇用と福祉の一体的展開のもと、切れ目のない就労支援策として提供されることを目指し、検討を深めていくのではないかと。

○ 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないかと。

- 通勤や職場等における支援については、個々の障害者の障害特性や就業場所等に応じて、呼吸器等の調整や体位変換、トイレ利用・昼食時の介助などの支援、書類の読み上げ・ページめくり・整理等の業務補助、就労支援機器（PC入力関連機器等）の整備・操作・入力など、様々なものが考えられるのではないかと。
- 提供の責任等を整理するに当たっては、雇用か自営か、民間か公務かなど、障害者の働き方も踏まえる必要があるのではないかと。

○ 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないかと。

- 現在、常時介護を必要とする「重度訪問介護を利用している方」について、
 - ・ 就労している方がどの程度いるのか
 - ・ (今は就労していなくても) 就労を希望している方がどの程度いるのか等の実態把握を目的に、全国調査を実施しており、当該調査結果※4を踏まえつつ、内容を整理していくのではないかと。

※4 当該調査において、「就労している方がどの程度いるのか（就労率）」、「(今は就労していなくても) 就労を希望している方がどの程度いるのか（就労希望率）」の速報値を集計 [参考1]。

○ 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状(上記附帯決議より)」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないかと。

- 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定や、現に「制度の谷間」に置かれた状況にあるとの障害当事者の声等を踏まえ、引き続きスピード感を持って検討を重ねていく必要があるのではないかと。

これまでの検討[参考2]等も踏まえ、重度の障害がある方の通勤や職場等における支援において雇用施策と福祉施策が連携して「制度の谷間」に対応していくため、意欲的な企業や自治体について、次の取組を令和2年度に実施してはどうか。

- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
 - ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う
- ※ 新たな取組の利活用状況等を踏まえ、必要に応じて改善について検討